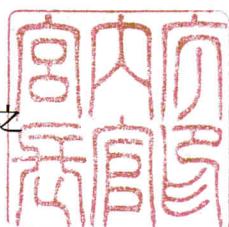




宮内秘発甲第623号
平成27年7月15日

[REDACTED] 様

宮内庁長官 風岡典之



行政文書開示決定等通知書

平成27年6月5日付けの行政文書の開示請求については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、下記のとおり開示決定等を行いましたので通知します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称等

昭和天皇実録原稿の電子データ（一太郎形式）の全部

2 開示決定等

別紙のとおり。

3 本件に関する問い合わせ先

〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1
宮内庁長官官房秘書課（情報公開室）
電話：03-3213-1111（内線3767）

※ 別紙の決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮内庁長官に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別紙

1. 行政文書の名称等

昭和天皇実録原稿の電子データ（一太郎形式）の全部

2. 決定内容

不開示

3. 不開示とした部分とその理由

昭和天皇実録奉呈本の原稿データは、下書き段階では一太郎ソフトを用いて作成されたが、奉呈本原稿を仕上げる段階では、外字作成の必要等もあり、他のソフト（今昔文字鏡）を用いた後、PDFデータとして作成され、印刷、保存されているものである。そのため、奉呈本と内容を同じくする原稿データとしての「昭和天皇実録原稿」の一太郎データは不存在であり、不開示とした。